

指定介護保険事業者のための 運営の手引き

福祉用具貸与／

介護予防福祉用具貸与

特定福祉用具販売／

特定介護予防福祉用具販売

横須賀市福祉部指導監査課

介護保険制度は、更新や新しい解釈が出ることが大変多い制度です。この手引きは作成時点でまとめていますが、今後変更も予想されますので、常に最新情報を入手するようにしてください。

〈記載方法について〉

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与で、内容が基本的に同じものは1つにまとめ、福祉用具貸与の文言で記載しています。介護予防福祉用具貸与については適宜読み替えてください。

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売で、内容が基本的に同じものは1つにまとめ、特定福祉用具販売の文言で記載しています。特定介護予防福祉用具販売については適宜読み替えてください。

例：福祉用具貸与→介護予防福祉用具貸与、要介護→要支援、居宅介護支援→介護予防支援

横須賀が好き!



YOKOSUKA CITY SINCE 1907

目次

項目	頁
I 条例の性格等	1
II 基本方針	4
III 人員基準について	5
(1) 管理者	5
(2) 福祉用具専門相談員	5
(3) 用語の定義	6
IV 設備基準について	8
(1) 設備及び備品等	8
V 運営基準について	9
1 サービス開始の前に	9
(1) 内容及び手続きの説明及び同意	9
(2) サービス提供拒否の禁止	9
(3) サービス提供困難時の対応	10
(4) 受給資格等の確認	10
(5) 要介護（要支援）認定の申請に係る援助	10
2 サービス開始に当たって	10
(1) 心身の状況等の把握	10
(2) 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等との連携	10
(3) 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービス提供	11
(4) 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）等の変更の援助	11
(5) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	11
3 サービス提供時	11
(1) 身分を証する書類の携行	11
(2) サービスの提供の記録	12
4 サービス提供時の注意点	12
(1) 基本取扱方針	12
(2) 具体的取扱方針 【貸与】	13
(3) 具体的取扱方針 【販売】	15
(4) 福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画の作成	16
(5) 介護予防福祉用具貸与計画・特定介護予防福祉用具販売計画の作成	16
(6) 利用者に関する市町村への通知	17
福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成 [参考資料1]	18
居宅介護支援事業所（介護支援専門員）との連携 [参考資料2]	19
5 サービス提供後	20
(1) 利用料等の受領 【貸与】	20
(2) 販売費用の額等の受領 【販売】	20

項目	頁
(3) 保険給付の請求のための証明書の交付【貸与】	21
(4) 保険給付の申請に必要となる書類等の交付【販売】	21
(5) 費用の受領について	21
6 事業所運営	21
(1) 管理者の責務	21
(2) 運営規程	22
(3) 勤務体制の確保等	22
(4) 適切な研修の機会の確保	23
(5) 福祉用具の取扱種目	23
(6) 衛生管理等	23
(7) 掲示及び目録の備え付け	24
(8) 秘密保持等	24
(9) 広告	24
(10) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	25
(11) 苦情処理	25
(12) 事故発生時の対応	26
(13) 会計の区分	26
(14) 記録の整備	27
VI 介護報酬請求上の注意点について	28
(1) 要介護1の者等に係る福祉用具貸与費【貸与】	28
要介護1の者等（軽度者）に対する福祉用具貸与費の算定可否の 確認フローチャート [参考資料3]	29
軽度者に対する対象外種目の貸与判断基準 [参考資料4]	30
(2) 他のサービスとの関係【貸与】	31
(3) 月の中途における契約・解約の取扱い【貸与】	31
(4) 居宅介護福祉用具購入費支給限度額について【販売】	31
(5) 居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認められる場合【販売】	31
(6) 複数の福祉用具を貸与する場合の減額規定【貸与】	31
(7) 福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について	32
(8) 福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について	33
福祉用具の種目 [参考資料5]	34
・福祉用具貸与	34
・特定福祉用具販売	38
複合的機能を有する福祉用具について	39
個人情報保護について [参考資料6]	40
勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法 [参考資料7]	41

I 条例の性格等

基準条例の制定

- 従前、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準等については、厚生省令及び厚生労働省令により全国一律の基準等が定められていましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 37 号。いわゆる「第 1 次一括法」)及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「介護保険法」が改正され、各地方自治体において、当該基準等を条例で定めることとなりました。横須賀市でも、当該基準等を定める条例を制定し、平成 25 年 4 月 1 日から施行しました。

基準条例の改正

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）の制定に伴い、並びに介護保険法規定に基づき、各基準省令が改正されたことに伴い、各基準条例、基準条例施行規則、解釈通知を改正しました。
- その後、平成 30 年 4 月 1 日に各基準条例を改正し、本市が独自に定めている基準以外は、厚生省及び厚生労働省で定める基準の例によることとし、併せて制定方法を、基準省令に準拠する旨の条文と、市独自基準の条文を表記する省令準拠方式に改正しました。また併せて基準条例施行規則・解釈通知も改正しました。

【指定福祉用具貸与・特定福祉用具販売に関する基準】

- 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例
(平成 30 年横須賀市条例第 28 号。以下「居宅条例」という。)
- 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則
(平成 25 年横須賀市規則第 43 号)

【指定介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売に関する基準】

- 指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例
(平成 30 年横須賀市条例第 29 号。以下「予防条例」という。)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則
(平成 25 年横須賀市規則第 44 号)

【指定福祉用具貸与・特定福祉用具販売に関する基準及び指定介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売に関する基準の解釈通知について】

- 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等について及び指定介護予防サービス等の人員等に関する基準等を定める条例等について
(平成 年 月 1 日付け横福指第 号及び横福指第 号。以下「通知」という。)

【指定福祉用具貸与・特定福祉用具販売に関する基準及び指定介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売に関する基準(国の省令)等】

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「居宅省令」という。)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「予防省令」という。)
- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号。以下「解釈通知」という。)

【指定福祉用具貸与・特定福祉用具販売に関する基準及び指定介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売に関する基準等】

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成12年厚生省告示第19号。以下「厚告19」という。)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号。以下「老企36」という。)
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年厚生労働省告示第127号。以下「厚労告127」という。)
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)
- 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号。以下「利用者等告示」という。)
- 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。)
- 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号。以下「施設基準」という。)

(参考)居宅条例及び予防条例等の掲載場所

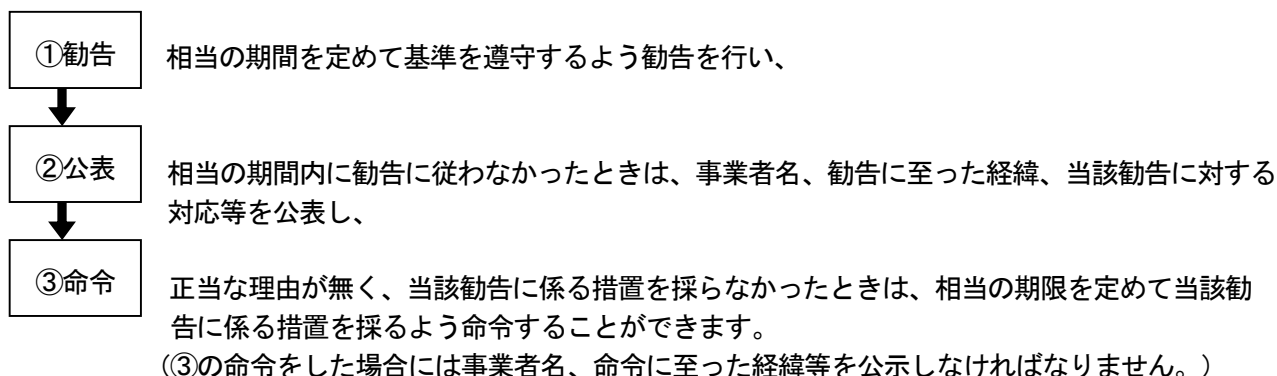
- 横須賀市ホームページ (<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/index.html>)
 - 健康・福祉・教育 → 年金・保険 → 高齢者福祉・介護保険 → 介護保険サービス事業者
 - 条例・規則・解釈 → 横須賀市の基準条例等(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/kaigo-osirase/20130401jourei.html>)

条例の性格

解釈通知 第1

◎ 条例は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

● 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、



なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができます。

● ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

- ① 次に掲げるとき、
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品、その他財産上の利益を供与したとき
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

○ 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする、とされています。

○ 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであるとされています。

指定居宅サービスの事業の一般原則

居宅省令第3条

◎ 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければなりません。

◎ 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければなりません。

II 基本方針

◆ 福祉用具貸与 (居宅省令第 193 条)

指定福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(介護保険法(以下「法」という。)第8条第 12 項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければなりません。

◆ 介護予防福祉用具貸与 (予防省令第 265 条)

指定介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条の2第 10 項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければなりません。

◆ 特定福祉用具販売 (居宅省令第 207 条)

指定特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具(法第8条第 13 項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければなりません。

◆ 特定介護予防福祉用具販売 (予防省令第 281 条)

指定特定介護予防福祉用具販売の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具(法第8条の2第 11 項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。

Ⅲ 人員基準について

- (1) **管理者** [福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第195条・予防省令第267条)
 [特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第209条・予防省令第283条)

管理者は、常勤であり、原則として専ら当該福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所の管理者の職務に従事する者でなければなりません。

ただし、以下の場合であって、管理業務に支障がないと認められるときには、他の職務を兼ねることができます。

- ① 当該福祉用具貸与事業所・介護予防福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所・特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事する場合
- ② 当該福祉用具貸与事業所・介護予防福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所・特定介護予防福祉用具販売事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合であって、特に当該福祉用具事業所の管理業務に支障がないと認められる場合

【ポイント】

- ・ 他の場所にある事業所や施設の職務を兼ねることはできません。
- ・ 同一敷地内でも、他の法人の事業所の業務に従事することはできません。

管理者の責務：P20 参照

【指導事例】

- ・ 管理者が他の場所にある法人事務所の業務を兼務していた。

- (2) **福祉用具専門相談員** [福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第194条・予防省令第266条)
 [特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第208条・予防省令第282条)

○ **必要数**

福祉用具専門相談員の必要員数は、**常勤換算方法で2以上必要です。**

○ **資格**

福祉用具専門相談員の資格は、次のとおりです。

- ① 保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士
- ② 福祉用具専門相談員指定講習の修了者
- ③ 都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当すると認める講習の修了者（下記参照）

福祉用具専門相談員とみなす者について(抄)

平成18年4月1日適用
 一部改正 平成25年4月1日適用
 全部改正 平成27年4月1日適用
 神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第18条第2項第1号の規定に基づき、神奈川県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当するものとして公示する課程（適格講習）を修了した者として、福祉用具専門相談員とみなす者は、次のとおりとする。

	資格・要件等	証明書等	講習会等実施者 (証明を所管する機関)	講習会等の実施時期
1	福祉用具専門相談員指定講習会修了者 (「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号))	修了証書	・厚生省、厚生労働省の指定を受けた講習会事業者	平成11年度～ 平成17年度

*福祉用具専門相談員に従事する場合の証明書は、上記の証明書等を持って替えることができる。

【ポイント】

- ・ 福祉用具貸与事業所（特定福祉用具販売事業所）として確保しておくべき福祉用具専門相談員の勤務時間の合計時間が常勤の時間で2人以上必要ということです。
- ・ 常勤換算方法とは、合計時間が常勤の職員で何人分かということであり、例えば、常勤の職員が週40時間勤務の事業所の場合、週40時間/人×2人分＝週80時間以上確保しなくてはならないということです。
- ※ 管理者業務に従事する勤務時間は、福祉用具専門相談員の常勤換算に含められません。
- ・ 事業所として最低限確保しておかなければならない員数ですので、サービス利用実績が少ないからといって確保しなくていいというわけではありません。

【指導事例】

- ・ 福祉用具専門相談員が常勤換算で2.0確保されていなかった。
- ・ 無資格の従業員がサービス提供を行っていた。

【一体的に運営する福祉用具貸与事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所の場合の人員基準について】

指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の指定を併せて受け、かつ、両事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定福祉用具貸与事業の人員基準を満たすことによって指定介護予防福祉用具貸与事業、指定特定福祉用具販売事業、指定特定介護予防福祉用具販売事業の人員基準も満たします。

(3) 用語の定義 〈解釈通知 第2 2〉

① 常勤換算方法：

当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、その員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいいます。

この場合の勤務延時間数は当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入します。

② 勤務延時間数：

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数をいいます。

なお、従業員1人につき、勤務延時間に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき勤務時間数を上限とします。

③ 常 勤：

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。

また、同一の事業者によって当該事業所に併設されている事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとします。

④「専ら従事する」「専ら提供に当たる」：

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。

【国Q&A】

〔常勤換算方法により算定される従業者の休暇等の取扱い〕

Q 常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また、休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

A 「常勤換算方法」とは、非常勤の従業者について、「事務所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法」（居宅省令第2条第8号等）とされている。また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。））として明確に位置付けられている時間の合計数」である。（居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(2)等）。

以上から、非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」という。）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務時間数には含めない。

なお、常勤の従業者（事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3)における勤務体制を定められている者をいう。）の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。

IV 設備基準について

(1) 設備及び備品等

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第196条、予防省令第268条)

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第210条、予防省令第284条)

● 貸与

指定福祉用具貸与事業所は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければなりません。

○ 福祉用具貸与品保管のために必要な設備

イ 清潔であること

ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること

〔 ※ ただし、当該事業所が、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができます。 〕

消毒業務を委託している場合・・・衛生管理等：P22 参照

【ポイント】

- ・ 清潔庫と不潔庫を明確に区分すること。

○ 福祉用具貸与品消毒のための必要な設備（消毒業務を委託する場合は不要）

福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること

● 貸与・販売

○ 利用（購入）申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースの確保

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること

【指導事例】

- ・ 相談室がオープンであり、プライバシーに配慮した適切なスペースとは認められなかった。
- ・ 事業所のレイアウトを変更していたが、市に届出を行っていなかった。

V 運営基準について

1 サービス開始の前に

(1) 内容及び手続きの説明及び同意

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第8条準用)、予防省令第276条(第49条の2準用)
(居宅条例第34条(第4条準用)、予防条例第28条(第4条準用))
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]
(居宅省令第216条(第8条準用)、予防省令第289条(第49条の2準用))
(居宅条例第37条(第4条準用)、予防条例第31条(第4条準用))

福祉用具貸与(特定福祉用具販売)サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について同意を原則として書面で得なければなりません。

【ポイント】

「重要事項を記した文書」(=重要事項説明書)に記載すべきと考えられる事項は、以下のとおりです。

- ア 法人、事業所の概要(法人名、事業所名、事業者番号、併設サービスなど)
- イ 営業日、営業時間
- ウ 利用料(貸与、販売の価格)
- エ 従業員の勤務体制
- オ 通常の事業の実施地域
- カ 事故発生時の対応
- キ 苦情処理の体制(事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情の窓口も記載)
- ク 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)
- ケ その他、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項(従業員の研修機会の確保、衛生管理、秘密の保持など)

※ 重要事項を記した文書を交付して説明した際には、事業者として重要事項説明書を交付して説明したことを記録するとともに、利用申込者が重要事項の内容に同意したこと及び当該文書の交付を受けたことが確認できるよう利用申込者の署名又は記名押印を得てください。

※ 重要事項説明書の内容と運営規程の内容に齟齬がないようにしてください。

サービス提供開始の同意については、利用申込者及び福祉用具貸与(特定福祉用具販売)事業者双方を保護するためにも、書面(契約書等)により確認することが望ましいとされています。

【指導事例】

- ・ **重要事項説明書を利用者に説明し、同意を得て、交付したことが記録等で確認できなかった**

(2) 提供拒否の禁止

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第9条準用)、予防省令第276条(第49条の3準用))
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第9条準用)、予防省令第289条(第49条の3準用))

正当な理由なく福祉用具貸与(特定福祉用具販売)サービスの提供を拒んではなりません。

【ポイント】

原則として、利用申込に対して応じなければなりません。

特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁じられています。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

- ① 事業所の現員では、利用申込に応じきれない場合
 - ② 利用申込者の居住地が、事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し、自ら適切なサービス提供を行うことが困難な場合
- とされています。

(3) サービス提供困難時の対応

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第10条準用)、予防省令第276条(第49条の4準用))
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第10条準用)、予防省令第289条(第49条の4準用))

「(2) 提供拒否の禁止」の正当な理由がある場合の①、②に該当する、又は取り扱う福祉用具の種目等の理由で利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の福祉用具貸与事業者(特定福祉用具販売事業者)等を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じなければなりません。

(4) 受給資格等の確認

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第11条準用)、予防省令第276条(第49条の5準用))
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第11条準用)、予防省令第289条(第49条の5準用))

利用の申込みがあった場合は、その者の(介護保険)被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。

被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、これに配慮して福祉用具貸与(特定福祉用具販売)サービスを提供するよう努めなければなりません。

(5) 要介護(要支援)認定の申請に係る援助

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第12条準用)、予防省令第276条(第49条の6準用))
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第12条準用)、予防省令第289条(第49条の6準用))

要介護・要支援認定を受けていない者から利用申込があった場合には、要介護(要支援)認定の申請が、既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。

また、居宅介護支援事業者を利用していない利用者に対しては、継続して保険給付を受けるためには、要介護(要支援)認定の更新が必要となりますので、遅くとも要介護(要支援)認定の有効期間満了日の30日前には更新申請が行われるよう、必要な援助を行わなければなりません。

2 サービス開始に当たって

(1) 心身の状況等の把握

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第13条準用)、予防省令第276条(第49条の7準用))
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第13条準用)、予防省令第289条(第49条の7準用))

利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。

(2) 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等との連携

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第14条準用)、予防省令第276条(第49条の8準用))
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第14条準用)、予防省令第289条(第49条の8準用))

サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。また、サービスの提供の終了に当たっては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

(3) 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に沿ったサービス提供

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第16条準用)、予防省令第276条(第49条の10準用))

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第16条準用)、予防省令第289条(第49条の10準用))

居宅介護支援事業者の作成した居宅サービス計画に沿った福祉用具貸与(特定福祉用具販売)サービスを提供しなければなりません。

(4) 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)等の変更の援助

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第17条準用)、予防省令第276条(第49条の11準用))

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第17条準用)、予防省令第289条(第49条の11準用))

利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければなりません。

(1)～(4)の【ポイント】

(1)～(4)までは、他のサービス事業者等、特に介護支援専門員との密接な連携が必要となります。

○ サービス担当者会議の出席

居宅サービス計画を変更する場合等に、介護支援専門員は福祉用具貸与(特定福祉用具販売)事業者等の居宅サービス事業者等を集めてサービス担当者会議を開催することになっています。福祉用具貸与(特定福祉用具販売)事業者はやむを得ない理由がない限り、この会議に出席しなくてはなりません。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、当該会議へ参加し、専門的見地からの意見を述べるようにしてください。

※ 居宅介護支援事業者等との連携については、P18「居宅介護支援事業所(介護支援専門員)との連携」を参考にしてください。

【指導事例】

- ・ 理由なく、恒常的にサービス担当者会議に出席していなかった。

(5) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第15条準用)、予防省令第276条(第49条の9準用))

サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号(法定代理受領の要件)のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、福祉用具貸与サービスを法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明しなければなりません。

また、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければなりません。

3 サービス提供時

(1) 身分を証する書類の携行

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第18条準用)、予防省令第276条(第49条の12準用))

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第18条準用)、予防省令第289条(第49条の12準用))

事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければなりません。

(2) サービスの提供の記録

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第19条準用)、予防省令第276条(第49条の13準用))

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第211条、予防省令第285条)

福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければなりません。

○ 共通

- ・ 指定福祉用具貸与・指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。

○ 福祉用具貸与

- ・ 指定福祉用具貸与を提供した際には、当該福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません。

記録の保存期間：P26 参照

【指導事例】

- ・ 貸与した福祉用具の使用状況の確認のため訪問した際の利用者の心身の状況等、具体的なサービス提供記録がなかった。
- ・ 福祉用具を貸与、特定福祉用具を販売した際のサービス提供記録が全くなかった。

4 サービス提供時の注意点

(1) 基本取扱方針

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第198条、予防省令第277条)

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第198条準用)、予防省令第290条)

○ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

- ・ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減につながるよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
- ・ 常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与（特定福祉用具を販売）しなければなりません。
- ・ 自らその提供する指定福祉用具貸与（指定特定福祉用具販売）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

○ 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

- ・ 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
- ・ 自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与（指定特定介護予防福祉用具販売）の質の評価を行うとともに、常にその改善を図らなければなりません。
- ・ 指定介護予防福祉用具貸与（指定特定介護予防福祉用具販売）に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければなりません。
- ・ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければなりません。

(2) 具体的取扱方針 (貸与) [福祉用具貸与] (居宅省令第199条、解釈通知 第3-12(3)ウ)
 [介護予防福祉用具貸与] (予防省令第278条、解釈通知 第3-(11)イ)

次の手続きについては、原則有資格者である福祉用具専門相談員が自ら行う必要があります。

○ 福祉用具貸与

①計画の作成 →選定 →情報提供 →同意	福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得なくてはなりません。
②点検	貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
③調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導	利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書（取扱説明書）を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
※電動車いすや移動用リフト等	特に、電動車いすや移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明してください。
※自動排泄処理装置等	また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。
④使用状況の確認 【必要な場合】 →使用方法指導・修理	随時、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。
※自動排泄処理装置等	特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。
※修理 →点検	なお、修理については、専門的な技術を有する者に行わせても構いませんが、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。
⑤居宅サービス計画への位置付け →サービス担当者会議 【必要に応じて随時】	居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置付けられる場合には、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、居宅サービス計画に福祉用具貸与の必要な理由を記載するとともに、利用者に係る介護支援専門員が、必要に応じて随時開催するサービス担当者会議でその必要性について検討し、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じなければなりません。
⑥複数の福祉用具の提示等	指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者提供しなければなりません。その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況や置かれている環境等に照らして行ってください。

○ 介護予防福祉用具貸与

<p>①アセスメント →選定 →情報提供 →同意</p>	<p>介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具貸与に係る同意を得なくてはなりません。</p>
<p>②計画に基づくサービス提供</p>	<p>介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、<u>介護予防福祉用具貸与計画に基づき</u>、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとします。</p>
<p>③提供方法等の説明</p>	<p>提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。</p>
<p>④点検</p>	<p>貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。</p>
<p>⑤調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導</p>	<p>利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書（取扱説明書）を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。</p>
<p>※自動排泄処理装置等</p>	<p>また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。</p>
<p>⑥使用状況の確認 【必要な場合】 →使用方法指導・修理</p>	<p>利用者等からの要請等に応じ、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行います。</p>
<p>※自動排泄処理装置等</p>	<p>特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。</p>
<p>※修理 →点検</p>	<p>なお、修理については、専門的な技術を有する者に行わせても構いませんが、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。</p>
<p>⑦複数の福祉用具の提示等</p>	<p>指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者提供しなければなりません。その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況や置かれている環境等に照らして行ってください。</p>

○ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)

Q： 機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は、1つの商品の提示でよいか。

A： 例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択に適合する付属品が定まる場合等は、差し支えない。

【指導事例】

- ・ 福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を交付して説明を行っていなかった。
- ・ 貸与した福祉用具の使用状況を全く確認していなかった。

(3) 具体的取扱方針 (販売)

【特定福祉用具販売】(居宅省令第214条、解釈通知 第3-13(3)エ)

【特定介護予防福祉用具販売】(予防省令第291条、解釈通知 第3-(12)イ)

次の手続きについては、原則有資格者である福祉用具専門相談員が自ら行う必要があります。

○ 特定福祉用具販売

<p>①計画の作成 →選定 →情報提供 →同意</p>	<p>特定福祉用具販売の提供に当たっては、<u>特定福祉用具販売計画に基づき</u>、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得なくてはなりません。</p>
<p>②点検</p>	<p>販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。</p>
<p>③調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導</p>	<p>特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書（取扱説明書）を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。</p>
<p>※腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等</p>	<p>特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項を十分説明してください。</p>
<p>④居宅サービス計画への位置付け →サービス担当者会議【必要に応じて随時】</p>	<p>居宅サービス計画に特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、居宅サービス計画に特定福祉用具販売の必要な理由を記載するとともに、利用者に係る介護支援専門員が、必要に応じて随時開催するサービス担当者会議を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の措置を講じなければなりません。</p>

○ 特定介護予防福祉用具販売

<p>①アセスメント →選定 →情報提供 →同意</p>	<p>特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得なくてはなりません。</p>
<p>②計画に基づくサービス提供</p>	<p>特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、<u>特定介護予防福祉用具販売計画に基づき</u>、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとします。</p>
<p>③点検</p>	<p>販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。</p>
<p>④調整 →取扱説明書交付 →説明 →使用方法指導</p>	<p>特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書（取扱説明書）を交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。</p>
<p>※腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等</p>	<p>特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項を十分説明してください。</p>
<p>⑤介護予防サービス計画への位置付け →サービス担当者会議【必要に応じて随時】</p>	<p>介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売の必要な理由を記載するとともに、利用者に係る担当職員が、必要に応じて随時開催するサービス担当者会議を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の措置を講じなければなりません。</p>

(4) 福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画の作成

〔福祉用具貸与〕(居宅省令第199条の2) 〔特定福祉用具販売〕(居宅省令第214条の2)

次の手続きは、有資格者である福祉用具専門相談員が自ら行う必要があります。

①アセスメント →計画作成	福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与(特定福祉用具販売)の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画(特定福祉用具販売計画)を作成します。
※貸与計画と販売計画の一体的作成	この場合において、特定福祉用具販売(福祉用具貸与)の利用がある場合は、特定福祉用具販売計画(福祉用具貸与計画)と一体のものとして作成してください。
②居宅サービス計画に沿った計画作成	福祉用具貸与計画(特定福祉用具販売計画)は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成してください。
③説明 →同意	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画(特定福祉用具販売計画)の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得てください。
④交付	福祉用具専門相談員は、作成した福祉用具貸与計画(特定福祉用具販売計画)を利用者に交付してください。 ※福祉用具貸与計画については、当該利用者に係る介護支援専門員にも交付してください。
<貸与のみ> ⑤モニタリング →計画変更 【必要に応じて】	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画作成後においても、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行ってください。
<貸与のみ> ⑥計画変更時の対応	「⑤計画変更」を行う場合は、①から④までの手続きを行わなければなりません。

※ 福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画の作成については、P17「福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成」を参考にしてください。

(5) 介護予防福祉用具貸与計画・特定介護予防福祉用具販売計画の作成

〔介護予防福祉用具貸与〕(予防省令第278条の2) 〔特定介護予防福祉用具販売〕(予防省令第292条)

次の手続きは、有資格者である福祉用具専門相談員が自ら行う必要があります。

①アセスメント →計画作成	福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等日常生活全般の状況を踏まえて、介護予防福祉用具貸与(特定介護予防福祉用具販売)の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画(特定介護予防福祉用具販売計画)を作成します。
※貸与計画と販売計画の一体的作成	なお、特定介護予防福祉用具販売(介護予防福祉用具貸与)の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画(介護予防福祉用具貸与計画)と一体のものとして作成してください。
②予防プランに沿った計画作成	介護予防福祉用具貸与計画(特定介護予防福祉用具販売計画)は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成してください。

③説明 →同意	福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画（特定介護予防福祉用具販売計画）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得てください。
④交付	福祉用具専門相談員は、作成した介護予防福祉用具貸与計画（特定介護予防福祉用具販売計画）を利用者に交付してください。 ※介護予防福祉用具貸与計画については、当該利用者に係る介護支援専門員にも交付してください。
<貸与のみ> ⑤モニタリング	福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、計画の実施状況の把握（モニタリング）を行ってください。
<貸与のみ> ⑥記録 →報告 →計画変更 【必要に応じて】	福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、介護予防支援事業者に報告しなければなりません。また、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行ってください。
<貸与のみ> ⑦計画変更時の対応	「⑥計画変更」を行う場合は、①から④までの手続きを行わなければなりません。

※介護予防福祉用具貸与（特定介護予防福祉用具販売）計画の作成については、P17「福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成」を参考にしてください。

平成24年介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)

■ 福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画に記載すべき事項■

- ・ 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- ・ 福祉用具が必要な理由
- ・ 福祉用具の利用目標
- ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

※平成30年度介護保険制度改正で、福祉用具貸与にあたって「全国平均貸与価格等の説明と、機能・価格帯の異なる複数商品の提示」が義務づけられました。

全国平均貸与価格の説明と複数用具の提示をし、利用者の同意を得なければなりません。これらが福祉用具選定の前提となるものです。

【指導事例】

- ・ 福祉用具の機種を選定した理由が種目を選択した理由となっていた。

(6) 利用者に関する市町村への通知

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第26条準用)、予防省令第276条(第50条の3準用))
[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第26条準用)、予防省令第289条(第50条の3準用))

利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。

- ① 正当な理由なしに福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

【福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成】（参考資料1）

利用者状況の把握

利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境の把握(アセスメント)を行う。

■ポイント■

- ・ 利用者希望の把握、利用者の可能性の発見、隠れたニーズの把握をする。

課題(ニーズ)の特定

アセスメントに基づき、課題を特定する。

■ポイント■

- ・ 利用者の希望と課題(ニーズ)を区分する。

福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画の作成

【記載すべき事項】

- ① 計画書の作成者氏名、作成年月日
- ② 利用者の基本情報(氏名、年齢、性別、要介護度等)
- ③ 福祉用具が必要な理由
- ④ 福祉用具の利用目標
- ⑤ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ⑥ その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等)

■ポイント■

- ・ 福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画は特定福祉用具販売(福祉用具貸与)の利用がある場合は、貸与と販売の計画を一体的に作成する。
- ・ 居宅サービス計画に沿って作成する。
- ※ 居宅介護支援事業所との連携についてはP18 参照

利用者への福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画の原案の説明、同意

計画を作成・変更する場合、原案を利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得る。

福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画の交付

決定したら、福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画を利用者に交付する。
※福祉用具貸与計画については、当該利用者に係る介護支援専門員にも交付してください。

サービスの実施状況を確認し、サービス計画の見直しの必要性を検討します。

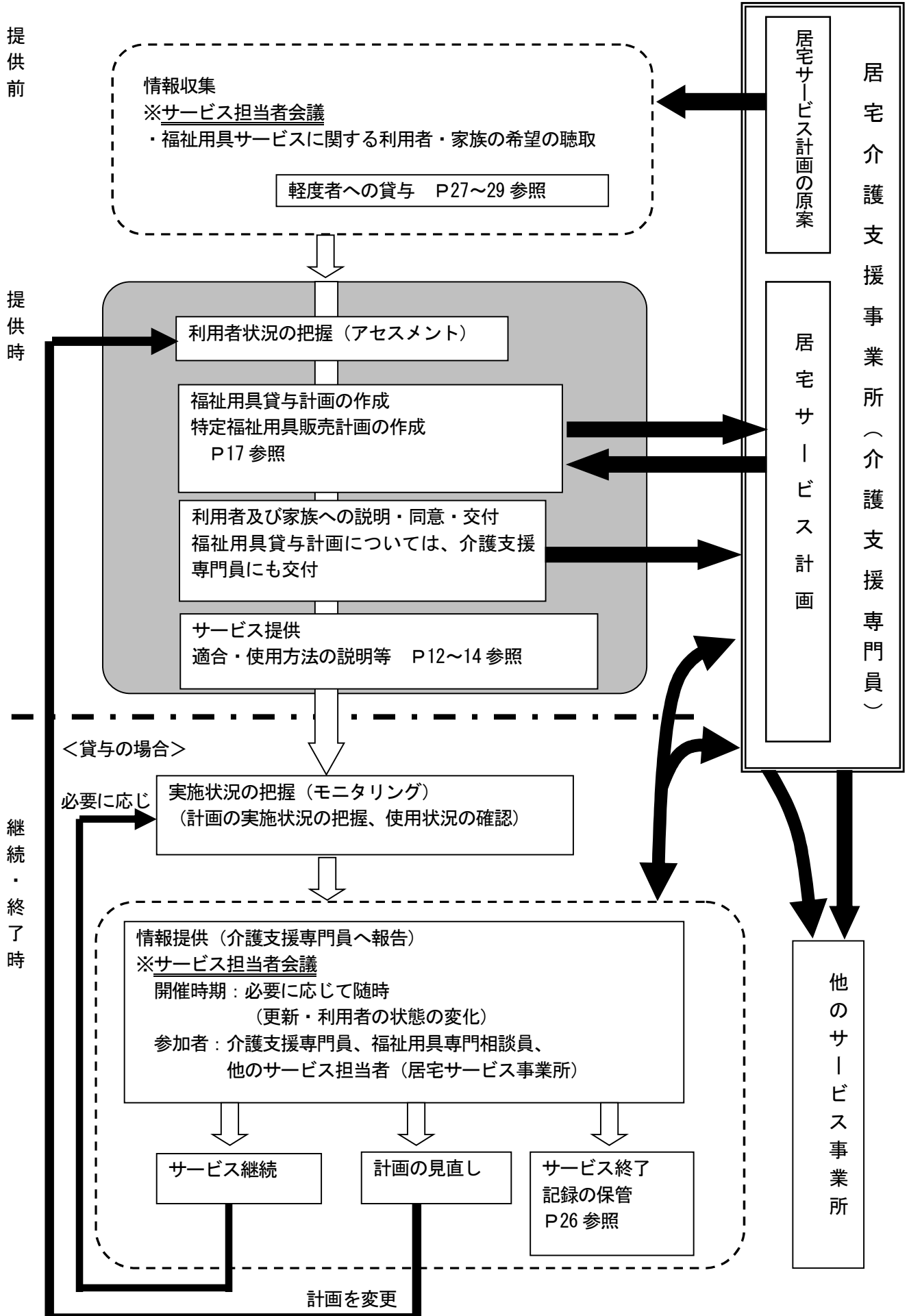
福祉用具貸与計画の評価・見直し

福祉用具専門相談員は実施状況の把握(モニタリング)を行い、福祉用具貸与計画の内容を評価し、必要に応じ見直しを図ります。

■介護予防福祉用具貸与のポイント■

- ① 介護予防福祉用具貸与計画にサービスの提供期間を設定する。
- ② 提供期間内に少なくとも1回モニタリングを行わなくてはならない。
その結果を介護予防支援事業者に報告しなくてはならない。
- ③ モニタリングの結果、解決すべき課題の変化が認められる場合、介護予防支援事業者に相談の上、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行う。

【居宅介護支援事業所（介護支援専門員）との連携】（参考資料2）



5 サービス提供後

(1) 利用料等の受領 [福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第197条、予防省令第269条)

- ① 法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者負担として、1割、2割又は3割相当額の支払いを受けなければなりません。
- ② 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際には、利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければなりません。
- ③ ①、②のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができます。
通常の事業の実施地域外の交通費、搬入に関わる費用(※)
※ 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置が必要となる場合
- ④ 定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払いに応じない場合は、当該貸与している福祉用具を回収すること等により、指定福祉用具貸与の提供を中止することができます。

<領収書>

- ・ 福祉用具貸与サービスの提供に要した費用について、利用者から支払いを受けたものについては、それぞれ個別の費用に区分した上で、領収書を交付しなければなりません。

※ 指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、利用者から前払いにより数ヵ月分の利用料を徴収することも可能ですが、この場合であっても、要介護認定の有効期間を超える分については、利用料を徴収してはいけません。

【ポイント】

- ア 利用者負担を免除することは、指定の取消等を直ちに検討すべきとされる重大な基準違反とされています。
- イ 当該サービス内容及び費用について、利用者又は家族に対し、あらかじめ説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。(この場合も、同意は文書により行います。)
- ウ 請求書は、利用者が支払う費用等の内訳がわかるように区分してください。

(2) 販売費用の額等の受領

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第212条、予防省令第286条)

- ① 現に特定福祉用具の購入に要した費用の額(販売費用の額)の支払を受けます。
- ② ①のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができます。
通常の事業の実施地域外の交通費、搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用(※)
(※) 特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置に要する費用

<領収書>

- ・ 特定福祉用具販売サービスの提供に要した費用について、利用者から支払いを受けたものについては、それぞれ個別の費用に区分した上で、領収書を交付しなければなりません。

【ポイント】

- ア 利用者負担を免除することは、指定の取消等を直ちに検討すべきとされる重大な基準違反とされています。
- イ 当該サービス内容及び費用について、利用者又は家族に対し、あらかじめ説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。(この場合も、同意は文書により行います。)
- ウ 請求書は、利用者が支払う費用等の内訳がわかるように区分してください。

(3) 保険給付の請求のための証明書の交付

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第21条準用)、予防省令第276条(第50条の2準用))

法定代理受領サービスに該当しない(償還払いを選択している)利用者から費用の支払(10割全額)を受けた場合は、提供した福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他利用者が保険給付を保険者に対して請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければなりません。

(4) 保険給付の申請に必要となる書類等の交付

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第213条、予防省令第287条)

販売費用の額の支払を受けた場合、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければなりません。

- ① 当該指定特定福祉用具販売事業所名称
- ② 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- ③ 領収書
- ④ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(5) 費用の受領について

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (解釈通知 第3-12(3)ア(ア))

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (解釈通知 第3-13(3)イ(ア))

指定福祉用具貸与事業者・指定特定福祉用具販売事業者は、そのサービス提供の内容により利用者から選択されるのが本旨であり、サービス提供の利用者負担の全部又は一部を金品などの利益によって直接的・間接的に供与し、利用者の負担を軽減させることは重大な基準違反となります。また、事業者以外の者による同様の行為についても同様です。

6 事業所運営

(1) 管理者の責務

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第52条準用)、予防省令第276条(第52条準用))

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第52条準用)、予防省令第289条((第52条準用))

管理者は、従業員の管理及び福祉用具貸与(特定福祉用具販売)の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければならない、従業員に対して運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行います。

【ポイント】

<従業員の勤務管理>

- タイムカード等によって出勤状況を確認できるようにしてください。
- 基準以上の人員配置になるよう、適正な勤務ローテーションを組んでください。
- 毎月適正な勤務状況であったか、実績を確認し、記録を正確に残してください。
- 従業員との雇用関係が確認できるよう雇用契約書等を事業所に保管し、健康診断の実施や労働関係法令を遵守させるよう雇用してください。
- 資格が必要な職種(福祉用具専門相談員)については、資格を確認し、資格証等の写しを事業所で保管してください。

労働関係法令については、労働基準監督署等に相談するなどして、適正な事業運営をしてください。

【指導事例】

- ・ 従業者の出勤状況が確認できる記録がなかった（不明瞭であった）。
- ・ 従業者との雇用関係が確認できる書類が保管されていなかった。

（２） 運営規程

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅省令第200条、予防省令第270条）

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]

（居宅省令第216条(第200条準用)、予防省令第289条(第270条準用)）

次に掲げる事業所の運営についての重要事項に関する規程を定めなければなりません。

- ア 事業の目的、運営の方針、事業所名称、事業所所在地
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 営業日及び営業時間
- エ 福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の提供方法（※1）、
取り扱う種目及び利用料（販売費用の額）（※2）、
その他の費用の額
- オ 通常の事業の実施地域
- カ その他運営に関する重要事項
 - ・ 従業者の研修機会の確保
 - ・ 衛生管理（※3）
 - ・ 従業者（従業者であった者を含む。）の秘密保持
 - ・ 苦情処理
 - ・ 事故発生時の対応

（※1）福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指します。

（※2）・ 福祉用具貸与： 法定代理受領サービスである利用料（1割、2割又は3割負担）、
法定代理受領サービスでない利用料を指します。

・ 特定福祉用具販売： 特定福祉用具の購入に要する費用を指します。

（※3）福祉用具貸与の場合は、福祉用具の消毒の方法について規定してください。委託消毒の場合は、委託先法人名、事業所名、事業所所在地、委託の範囲を記載してください。

【ポイント】

運営規程は事業所の指定申請の際に作成しています。

指定後は、事業所名称、所在地、営業日、利用料（販売費用の額）、従業員の員数等の内容の変更の都度、運営規程も訂正しておく必要があります。（修正した年月日、内容を最後尾の附則のところに記載しておくことで、事後に確認しやすくなります。）

（３） 勤務体制の確保等

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]（居宅省令第205条（第101条準用）、予防省令第276条(第120条の2準用)）

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]（居宅省令第216条(第101条準用)、予防省令第289条(第120条の2準用)）

利用者に対し、適切なサービスの提供ができるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。

【ポイント】

事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければなりません。

(4) 適切な研修の機会の確保

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第201条、予防省令第271条)

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第201条準用)、予防省令第289条(第271条準用))

- ・ 福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければなりません。
- ・ 福祉用具専門相談員に、福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければなりません。

(5) 福祉用具の取扱種目

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第202条、予防省令第272条)

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第202条準用)、予防省令第289条(第272条準用))

利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取扱うようにしなければなりません。

(6) 衛生管理等

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第203条、予防省令第273条)

- ・ 福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければなりません。
- ・ 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、消毒済み福祉用具と未消毒の福祉用具を区分して保管しなければなりません。
また、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記した標準作業書を作成し、これに従い、福祉用具の種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法で消毒を行うものとします。
- ・ 自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要なとされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意することが必要です。
- ・ 福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができますが、この場合、委託等の契約内容（※）において、保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければなりません。

（※）委託等の契約には、次の①～⑦に掲げる事項を文書により取り決めなければなりません。

- ① 委託等の範囲
 - ② 委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
 - ③ 受託者等の従業員により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という。）が適切に行われたことを、福祉用具貸与事業者が、定期的に確認する旨
 - ④ 福祉用具貸与事業者が委託等業務に関し受託者等に指示を行い得る旨
 - ⑤ 福祉用具貸与事業者が業務改善の必要性を認め、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合に当該措置が講じられたことを、福祉用具貸与事業者が確認する旨
 - ⑥ 委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合の責任の所在
 - ⑦ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項
- 福祉用具貸与事業者は、前記委託等の契約内容のうち③及び⑤の確認の結果の記録を作成しなければなりません。（**5年間保存**しなければなりません）また、④の指示は、文書により行わなければなりません。

- ・ **委託事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録しなければなりません。**
- ・ 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければなりません。

【指導事例】

- ・ 消毒業務の委託事業所を訪問したことがなく、委託事業所の業務の実施状況について全く確認していなかった。

(7) 掲示及び目録の備え付け

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第204条、予防省令第274条)

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第204条準用)、予防省令第289条(第274条準用))

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(従業員の勤務体制、利用料、苦情処理の概要等)を掲示しなければなりません。

また、利用者の福祉用具(特定福祉用具)の選択に資するため、事業所にその取り扱う福祉用具(特定福祉用具)の品名及び品名ごとの利用料(販売費用の額)その他必要事項が記載された目録等を備え付けなければなりません。

(8) 秘密保持等

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第33条準用)、予防省令第276条(第53条の5準用))

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第33条準用)、予防省令第289条(第53条の5準用))

ア 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

イ 過去に従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければなりません。

ウ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければなりません。

【ポイント】

ア 従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者の雇用時等に誓約させるなどの措置を講じてください。

イ 利用者からは、個人情報使用同意書等を徴してください。

ウ 個人情報保護法の遵守について

介護保険事業者の個人情報保護法に関するガイダンスが厚生労働省から出されています。

詳細は、インターネットに掲載されています。

かながわ福祉情報コミュニティー → 介護情報サービスかながわ <http://www.rakuraku.or.jp/kaigo>

→ 書式ライブラリー → 5、国・県の通知 → 個人情報の適切な取扱いについて → 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

(9) 広告

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第34条準用)、予防省令第276条(第53条の6準用))

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第34条準用)、予防省令第289条(第53条の6準用))

福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなってはなりません。

(10) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第35条準用)、予防省令第276条(第53条の7準用))

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第35条準用)、予防省令第289条(第53条の7準用))

居宅介護支援事業者による居宅サービス事業者の紹介が公正中立に行われるよう、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することは禁じられています。

【ポイント】

このような行為は、指定の取消等を直ちに検討すべきとされる重大な基準違反とされています。

(11) 苦情処理

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第36条準用)、予防省令第276条(第53条の8準用))

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第36条準用)、予防省令第289条(第53条の8準用))

提供した福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の**必要な措置**を講じなければなりません。

＜事業所が苦情を受けた場合＞

利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合は、苦情に対し事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければなりません。

＜市町村に苦情があった場合＞

市町村から文書その他の物件の提出若しくは提示の求めがあった場合又は市町村の職員からの質問若しくは照会があった場合は、その調査に協力しなければなりません。また、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行わなければなりません。市町村からの求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を市町村に報告しなければなりません。

＜国保連に苦情があった場合＞

利用者からの苦情に関して国保連が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行わなければなりません。また、国保連から求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を国保連に報告しなければなりません。

【ポイント】

＜利用者からの苦情に対応するための必要な措置＞

「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを利用者又はその家族にサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書等）に記載するとともに、事業所に掲示すること等です。

→ P23（7）掲示及び目録の備え付け

＜苦情に対するその後の措置＞

事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行わなければなりません。

(12) 事故発生時の対応

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第37条準用)、予防省令第276条(第53条の10準用))

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売] (居宅省令第216条(第37条準用)、予防省令第289条(第53条の10準用))

<実際に事故が起きた場合>

- ・ 市町村、家族、居宅介護支援事業者へ連絡を行い、必要な措置を講じる必要があります。
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する必要があります。
- ・ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う必要があります。

<事故になるのを未然に防ぐ>

- ・ 事故原因を解明し、再発防止のための対策を講じる必要があります。
- ・ 事故に至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくことと事故に結びつく可能性が高いものについて事前に情報を収集し、未然防止対策を講じる必要があります。

【ポイント】

ア 事故が起きた場合の連絡先・連絡方法について、事業所で定め、従業員に周知すること。

イ 少なくとも事業所が所在する市町村については、どのような事故が起きた場合に市町村に報告するかについて把握する。

ウ 事業所における損害賠償の方法（保険に加入している場合にはその内容）について把握すること。

エ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。

具体的に想定されること

- ・ 事故等について報告するための様式を整備する。
- ・ 従業員は、事故等の発生、又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、事故報告に関する様式に従って事故等について報告すること。
- ・ 事業所において、報告された事例を集計し、分析すること。
- ・ 事例の分析に当たっては、事故等の発生時の状況等を分析し、事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、再発防止策を検討すること。
- ・ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- ・ 再発防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

→ 事故の報告は、市町村に行うことになっています。横須賀市及び利用者の保険者である市町村に事故報告の範囲・方法について確認してください。

【 要領・様式の掲載場所 】

「横須賀市ホームページ」 (<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/index.html>)

→ 健康・福祉・教育 → 年金・保険 → 高齢者福祉・介護保険

→ 介護保険サービス事業者 → 事故報告

→ 取扱い要領・事故報告書（横須賀市提出用）

(https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3050/g_info/20121101.html)

【指導事例】

- ・ 市町村への事故報告の範囲・方法を把握しておらず、事故報告をしていなかった。

(13) 会計の区分

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与] (居宅省令第205条(第38条準用)、予防省令第276条(第53条の11準用))

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]

(居宅省令第216条(第38条準用)、予防省令第289条(第53条の11準用))

福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。

★具体的な会計処理等の方法について

→ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）参照。

(14) 記録の整備

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与]

(居宅省令第204条の2、予防省令第275条) (居宅条例第33条、予防省令第27条)

[特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売]

(居宅省令第215条、予防省令第288条) (居宅省令第36条、予防省令第30条)

○ 福祉用具貸与

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録並びに利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければなりません。

- ① 福祉用具貸与計画
- ② 提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録
- ③ 福祉用具の保管又は消毒を委託業者に行わせる場合、業務の実施状況の記録、委託業者へ改善指示を行った際の確認の記録
- ④ 居宅省令第205条(第26条準用)に規定する市町村への通知 [P16(6)利用者に関する市町村への通知]に係る記録
- ⑤ 提供した福祉用具貸与サービスに関する利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- ⑥ 提供した福祉用具貸与サービスに関する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
会計に関する記録(指定福祉用具貸与の提供に係る保険給付の請求に関するものに限る。)及び利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録をその完結の日から5年間保存しなければなりません。

○ 特定福祉用具販売

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録並びに利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければなりません。

- ① 特定福祉用具販売計画
- ② 提供した個々の指定特定福祉用具販売に関する記録
- ③ 居宅省令第216条(第26条準用)に規定する市町村への通知 [P16(6)利用者に関する市町村への通知]に係る記録
- ④ 提供した特定福祉用具販売サービスに関する利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- ⑤ 提供した特定福祉用具販売サービスに関する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
会計に関する記録(指定特定福祉用具販売の提供に係る保険給付の請求に関するものに限る。)及び利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する記録をその完結の日から5年間保存しなければなりません。

【ポイント】

提供した個々のサービスの内容等の記録として、次の書類を整備しておきましょう。

- 1 重要事項説明書
- 2 契約書
- 3 福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画
- 4 居宅サービス計画
- 5 (作成している場合)業務日誌
- 6 個人記録
- 7 請求書・領収書の控え
- 8 苦情の記録
- 9 事故記録

VI 介護報酬請求上の注意点について

(1) 要介護1の者等に係る福祉用具貸与費

[福祉用具貸与] (平成12年老企36第二-9 (2))

[介護予防福祉用具貸与] (平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号第二10の(2))

① 算定の可否の判断基準

要支援、要介護1の利用者に対する「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト」及び「自動排泄処理装置」(以下「対象外種目」という。)の貸与に関しては、原則として算定できません。また、「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものを除く)」は要介護1の利用者に加え、要介護2・3の利用者に対しても、原則として算定できません。

しかしながら、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)の第31号のイで定める状態像に該当する者(※)については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとされています。

＜算定可否の判断基準＞	
(※) 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)の第31号のイで定める状態像に該当する者とその判断基準についての詳細はP29を参照	
ア	原則として「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成11年厚生省告示第91号)別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果(以下単に「基本調査の結果」という。)を用い、その要否を判断するものとする。
イ	ただし、アの(2)「日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。
ウ	また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。
i)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイに該当する者(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
ii)	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者(例 がん末期の急速な状態悪化)
iii)	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号のイに該当すると判断できる者(例 ぜんそくの発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)
※注 括弧内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。	

② 基本調査結果による判断の方法

基本調査の結果の確認については、次に定める方法によることとされています。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければなりません。

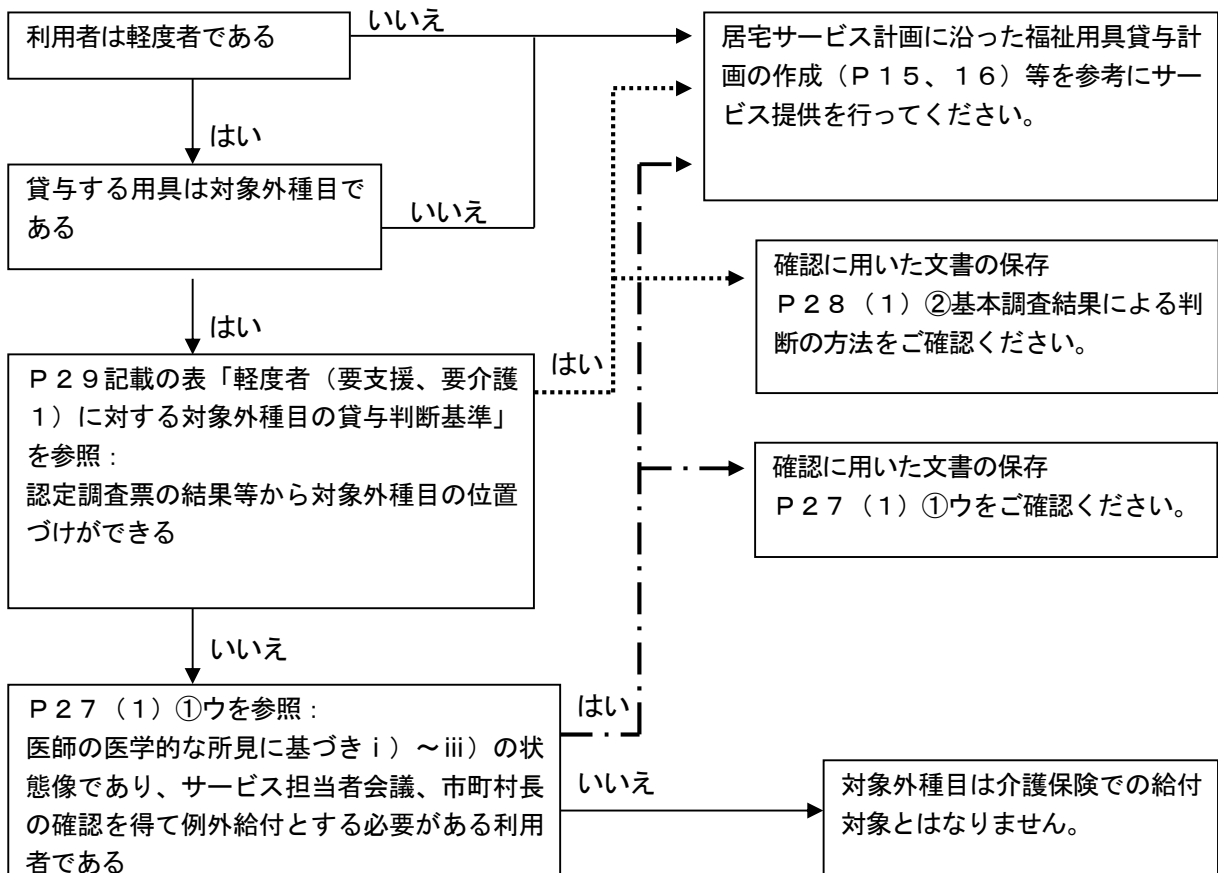
＜基本調査結果の確認方法＞	
ア	当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（＝調査票の写し）の内容が確認できる文書を入手することによること。
イ	当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあつては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

【指導事例】

- ・ 軽度者に対する対象外種目などの貸与について、貸与可能であるか、認定調査票等で確認せずに貸与していた。
- ・ 軽度者に対する対象外種目などの貸与について、認定調査票についての必要な部分の写しを入手していなかった。

【要介護1の者等（軽度者）に対する福祉用具貸与費の算定可否の確認フローチャート】

(参考資料3)



軽度者（要支援、要介護1）に対する対象外種目の貸与判断基準

（参考資料4）

※ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については要支援、要介護1・2・3の利用者が対象です。

※ 軽度者に対象外種目を貸与できるかの判断は、基本的に認定調査票の基本調査部分で行います。

対象外種目	貸与条件	厚生労働大臣が定める者のイ		厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果	
				確認箇所	確認内容
ア 車いす及び 車いす付属品	(1)または(2)に該当	(1)	日常的に歩行が困難な者	1-7	「3. できない」に○がついているか
		(2)	日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者	該当なし	主治医からの情報+サービス担当者会議（福祉用具専門相談員参加）により、ケアマネが判断。 → サービス担当者会議の内容を記録し、残しておくこと
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	(1)または(2)に該当	(1)	日常的に起きあがりが困難な者	1-4	「3. できない」に○がついているか
		(2)	日常的に寝返りが困難な者	1-3	「3. できない」に○がついているか
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	右記に該当		日常的に寝返りが困難な者	1-3	「3. できない」に○がついているか
エ 認知症老人徘徊感知機器	AとBの両方が該当	A	意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (右記の3つのうち1つでも該当すれば可)	3-1	「2. ときどき伝達できる」 「3. ほとんど伝達できない」 「4. できない」のいずれかに○がついているか
				3-2から3-7	6個の質問のうち、いずれか「2. できない」に○がついているか
		3-8から4-15	17個の質問のうち、いずれか「2. ときどきある」または「3. ある」に○がついているか その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む		
B	移動において全介助を必要としない者	2-2	「1. 介助されていない」または「2. 見守り等」または「3. 一部介助」に○がついているか		
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	(1)または(2)または(3)に該当	(1)	日常的に立ち上がりが困難な者	1-8	「3. できない」に○がついているか
		(2)	移乗において一部介助または全介助を必要とする者	2-1	「3. 一部介助」または「4. 全介助」に○がついているか
		(3)	生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当なし	主治医からの情報+サービス担当者会議（福祉用具専門相談員参加）により、ケアマネが判断。 → サービス担当者会議の内容を記録し、残しておくこと
カ 自動排泄処理装置	AとBの両方が該当	A	排便において全介助を必要とする者	2-6	「4. 全介助」に○がついているか
		B	移乗において全介助を必要とする者	2-1	「4. 全介助」に○がついているか

(2) 他のサービスとの関係

[福祉用具貸与] (平成12年厚告19-11注5) [介護予防福祉用具貸与] (平成18年厚告127-11注5)

- 特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は算定できません。
- 介護予防特定施設入居者生活介護費（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護費（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を算定している場合は、介護予防福祉用具貸与費は算定できません。

(3) 月の中途における契約・解約の取扱い [福祉用具貸与] [介護予防福祉用具貸与]

(H15.6.30 国Q&A)

Q： 月中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について。

A： 福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としている。貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が1月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その計算方法を運営規程に記載する必要がある。なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

(4) 居宅介護福祉用具購入費支給限度額について [特定福祉用具販売] [特定介護予防福祉用具販売]

(平成12年厚告34)

- 年度における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は10万円です。

(5) 居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認められる場合

[特定福祉用具販売] [特定介護予防福祉用具販売] (介護保険法施行規則第70条)

- 毎年4月1日からの12月間において、当該購入した特定福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く）を既に購入しており、かつ居宅介護福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）が支給されている場合は、居宅介護福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）は支給できません。
- ただし、既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他の特別の事情がある場合であって、市町村が居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合は、この限りではありません。

(6) 複数の福祉用具を貸与する場合の減額規定 [福祉用具貸与] [介護予防福祉用具貸与]

(平成27年3月27日老振発0327第3号厚生労働省老健局振興課長通知)

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等（横須賀市）に減額の規定を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することが可能となりました。

その運用方法については、下記のとおりとなります。

(1) 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合は、同一の利用者に二つ以上の福祉用具を貸与する場合があります。複数の捉え方については、例えば一つの契約により二つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず二つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者が実情に応じて規定することになります。

(2) 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができます。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられます。

①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

(3) 減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者は、既に届け出ている福祉用具の利用料（単品利用料）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（減額利用料）を設定してください。また、一つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能です。予め事業所内のシステム等において一つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定してください。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットについては総額のみによる減額利用料を設定することなく、個々の福祉用具に減額利用料を設定してください。

(4) 減額の規定の整備

居宅省令（予防省令）により、指定福祉用具貸与事業者は運営についての重要事項に関する規程を定めなければならないとされていますので、運営規程等に単品利用料と減額利用料を記載するようにしてください。

(5) 減額利用料の算定等

月の途中において、減額が適用される場合、あるいは適用されなくなる場合の算定方法は、従前の例（VI（3）月の中途における契約・解約の取扱い 参照）によることとなります。

(6) 利用者への説明

月の途中において変更契約等を行う際には、契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得るようにしてください。

(7) 居宅介護支援事業所への連絡

減額をする等、利用料を変更する際には、その都度、居宅介護支援事業所等と必要な情報を共有してください。

(8) その他の留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切な設定をしてください。

(7) 福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について [福祉用具貸与] [介護予防福祉用具貸与]
(平成 30 年 4 月 17 日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)

○ 商品コードの介護給付費明細書への記載について

公益財団法人テクノエイド協会のホームページで公表された商品コードを確認し、介護給付費明細書に該当する商品コードを記載してください。実際に貸与する月に公表されている商品コードが介護給付費明細書に記載されていない場合は返戻となりますので、誤りなく正確に記載してください。

※ 商品コードの変更が生じた商品については、当月（新たに商品コードが付与・公表された月）の介護給付費明細書には変更前の商品コードを記載し、新たに付与・公表された商品コードは翌月の介護給付費明細書から記載してください。

例：「届出コード」が付与されていた商品 について、11月1日に「TAISコード」が付与された場合、11月（10月貸与分）の介護給付費明細書には「届出コード」を記載し、12月（11月貸与分）以降は「TAISコード」を記載。

また、「月遅れ分」として請求する場合は、実際に貸与した月に付与・公表されていた商品コードを介護給付費明細書に記載してください。

(8) 福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限に公表について [福祉用具貸与] [介護予防福祉用具貸与]
(平成30年7月13日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)

福祉用具の貸与価格については、全国平均貸与価格が公表されており、また、貸与価格には上限が設定されています。以下の点にご留意ください。

- (1) 福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明する必要があります。
- (2) 介護給付費の請求について、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されません。

なお、貸与価格の上限が設定された商品について、今後、商品コードに変更が生じることがあり得ますが（例えば、福祉用具届出コードを有する商品がT A I Sコードを取得する等）、商品コードの変更後においても、当該商品の上限は適用されますので、ご注意ください。

- 商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、以下の掲載先で参照できます。（貸与件数が月平均100件未満の商品は除く。）
 - ・厚生労働省ホームページ
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>>
 - ・公益財団法人テクノエイド協会ホームページ
<<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>>
- 消費税率10%への引き上げに対応するため、令和元年10月以降、税率の引き上げ分を従前の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限に反映させる（108分の110を乗じる）こととなります。
(平成31年3月28日 老高発0328第2号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)

※平成30年10月から、全国平均貸与価格の公表、貸与価格の上限設定が行われています。設定された上限価格については、3ヶ月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとされていますが、社会保障審議会の議論を踏まえて、令和元年度は見直しを行わず、新商品についてのみ上限設定を行うこととなりました。

令和元年10月からの消費税率引上げに伴い、平成30年10月上限設定分を含めて、令和元年10月以降に消費税率引上げ分が、現在の全国平均貸与価格及び福祉用具貸与価格に反映されます。

福祉用具の種目（参考資料5）

○ 福祉用具貸与

- ・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成 11 年厚告 93）
- ・介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成 12 年老企 34）

<対象種目>

貸与の対象となる用具は、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置の 13 種目が指定されている。

1 車いす

貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」、「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

① 自走用標準型車いす

→ 日本工業規格（JIS）T9201：2006 のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

② 普通型電動車いす

→ 日本工業規格（JIS）T9203：2010 のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

→ 日本工業規格（JIS）T9201：2006 のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。また、日本工業規格（JIS）T9203：2010 のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

2 車いす付属品

クッション、電動補助装置等であつて、車いすと「一体的に使用されるもの」に限る。

「一体的に使用されるもの」

→ 車いすの貸与に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品

① クッション又はパッド

→ 車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のもの

② 電動補助装置

→ 自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であつて、電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するもの

③ テーブル

→ 車いすに装着して使用することができるもの

④ ブレーキ

→ 車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するもの

3 特殊寝台

「サイドレール」が取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するものに限る。

- 1 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
- 2 床板の高さが無段階に調整できる機能

「サイドレール」

利用者の落下防止に資するものであり、取付けが簡易なもので、安全の確保に配慮されたもの

4 特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と「一体的に使用されるもの」に限る。

「一体的に使用されるもの」

→ 特殊寝台の貸与に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品

① サイドレール

→ 特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであり、取付けが簡易なもので、安全の確保に配慮されたもの

② マットレス

→ 特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するもの

③ ベッド用手すり

→ 特殊寝台の側面に取付けが可能であり、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするもの

④ テーブル

→ 特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるもの

⑤ スライディングボード・スライディングマット

→ 滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであり、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるもの

⑥ 介助用ベルト

→ 居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第三項第七号に掲げる「入浴介助用ベルト」は除かれる。

5 床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。

1 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット

送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的としたもの

2 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであり、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの

6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、居宅要介護者等の仰臥位から側臥位又は座位への体位を容易に変換できる機能を有するものに限る。体位の保持のみを目的とするものを除く。

7 手すり

次のいずれかに該当するものに限る。ただし、ベッド用手すりは除く。

- 1 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。）を伴わないもの
- 2 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの

8 スロープ

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。ただし、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものを除く。

9 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

- 1 車輪を有するものにあつては、「体の前及び左右を囲む「把手等」を有するもの」
- 2 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

- ・ 上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

「把手等」

手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類

「体の前及び左右を囲む把手等を有する」

- ・ 把手等を体の前及び体の左右の両方に有するもの
- ・ ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。
- ・ 把手の長さについては、要介護者等の身体の状況により異なるものであり長さは問わない。

10 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

1 1 認知症老人徘徊感知機器

介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である老人が徘徊し、屋外へ出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

1 2 移動用リフト（つり具の部分は除く）

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）

① 床走行式

→ つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの

② 固定式

→ 居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの

③ 据置式

→ 床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの（エレベータ及び階段昇降機は除く）

1 3 自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

○特定福祉用具販売

- ・ 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具販売の種目（平成11年厚告94）
- ・ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年老企34）

<対象種目>

販売の対象となる用具は、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分の5種目が指定されている。

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む）
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの
- ④ 便器、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）ただし、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。

3 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 入浴用椅子 → 座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するもの
- ② 浴槽用手すり → 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの
- ③ 浴槽内椅子 → 浴槽内に置いて利用することができるもの
- ④ 入浴台 → 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りを容易にすることができるもの
- ⑤ 浴室内すのこ → 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの
- ⑥ 浴槽内すのこ → 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの
- ⑦ 入浴用介助ベルト → 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの

4 簡易浴槽

「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」

硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、居室において必要があれば入浴が可能なもの

5 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

○複合的機能を有する福祉用具について

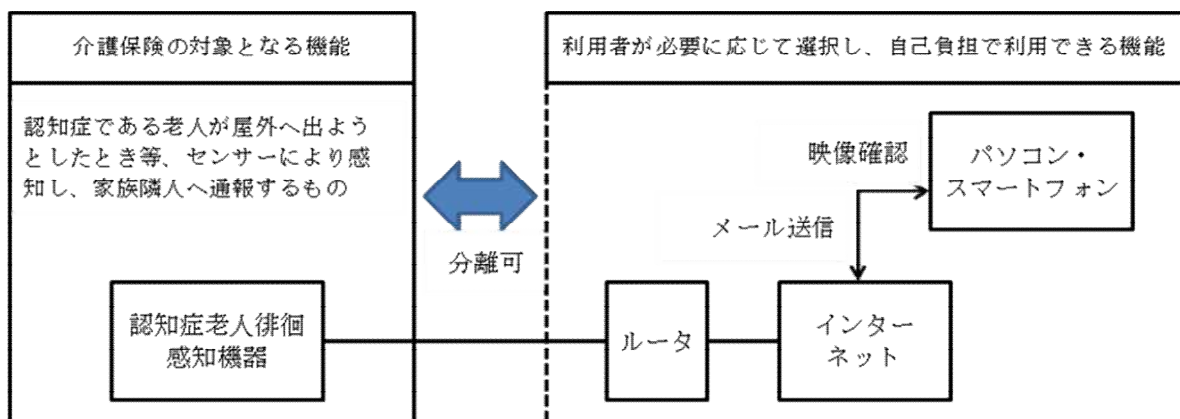
・介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて (平成12年老企34)

二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱うこととなっています。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目および特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

ただし、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

< ③の介護保険給付の対象となる機能の考え方 >



個人情報保護について

平成17年4月から、個人情報保護法が施行され、介護保険事業者も個人情報保護法に沿って事業運営をしていかなければなりません。

具体的な取扱いのガイダンスは、厚生労働省が出しています。

- ※ 個人情報保護法の全体の概要について
⇒個人情報保護委員会のホームページ
<http://www.ppc.go.jp/>
- ※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」
⇒厚生労働省のホームページ
⇒厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

ポイント	具体的な内容等
① 利用目的の特定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を取り扱うにあたり、利用目的を特定する。 ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてはいけない。
② 適正な取得、利用目的の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。 ・ あらかじめ利用目的を公表しておくか、個人情報取得後、速やかに利用目的を本人に通知又は公表する。 →公表方法（例：事業所内の掲示、インターネット掲載） 通知方法（例：契約の際に文書を交付するなど）
③ 正確性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人データを正確かつ最新の内容に保つ。
④ 安全管理・従業員等の監督	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人データの漏えい等の防止のための安全管理措置 →個人情報保護に関する規程の整備、情報システムの安全管理に関する規程の整備、事故発生時の報告連絡体制の整備、入退館管理の実施、機器の固定、個人データへのアクセス管理 ・ 従業員に対する適切な監督 ・ 個人データ取扱いを委託する場合は、委託先に対する監督
⑤ 第三者への提供の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個別データを提供してはならない。
⑥ 本人からの請求への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人から保有個人データの開示を求められたときには、当該データを開示しなくてはならない。 ・ 本人から保有個人データの訂正等を求められた場合に、それらの求めが適正であると認められるときには、訂正等を行わなくてはならない。
⑦ 苦情の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情などの申出があった場合の適切かつ迅速な処理 ・ 苦情受付窓口の設置、苦情処理体制の策定等の体制整備

※ 上記の厚生労働省ガイダンスに詳細が記載されていますので、ご確認ください。

勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法

福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与の両サービスの指定を受けているのであれば、職員は両サービスを兼務していることになるので、勤務形態は常勤であればB、非常勤であればDになります。

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両サービスの指定を受けているのであれば、勤務時間は両サービスを合わせた勤務時間を記載してください

勤務形態一覧表は4週分のものでなく、暦月(毎月1日から末日)分のもので作成します。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考資料7) (○ ○ 年 ○ 月分) サービス種類 (特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売)
 事業所番号(1234567890) 事業所名(かながわ福祉用具センター)

職 種	勤務形態	資格	氏 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	〇月の合計	常勤換算後の人数			
				月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			木	金	土
管理者	B		横須賀 二郎	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4			4	4	88	—
福祉用具専門相談員	B	福祉用具専門相談員講習修了者	横須賀 二郎	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4			4	4	88	
福祉用具専門相談員	B	介護福祉士	神奈川 太郎	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	休	8	8	8			8	8			8	8	168	1
福祉用具専門相談員	D	福祉用具専門相談員講習修了者	横浜 花子	8		8					8		8					8		8					8		8					8				8		72	
福祉用具専門相談員	D	福祉用具専門相談員講習修了者	川崎 さくら	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6			6	6	132	
福祉用具専門相談員計																																					460	2.6	

他の職務と兼務している場合は職務ごとの勤務時間を記載してください。

勤務時間は休憩時間を除いた実労働時間で記載します。時間外の勤務については除いてください。

常勤職員は、他の職務を兼務していないのであれば、合計時間数にかかわらず、常勤換算は1となります。常勤職員が他の職務を兼務している場合、非常勤職員の場合、月途中に採用、又は退職の場合は、「それらの人の勤務合計時間÷常勤職員の勤務すべき時間数」で常勤換算数を算出します。ただし、非常勤職員が勤務時間数として算入することができるのは常勤職員の勤務すべき時間数までとなります。

勤務形態 A 常勤専従 B常勤兼務 C非常勤専従 D非常勤兼務

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間 5 日 (a) 週 40 時

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間 8 時間 (c)

〇月の常勤職員が通常勤務すべき日数 22.0 日 (d)

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合 当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足し上げた日数

常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法 (a) × 4 + (月の日数 - 28) × (a) ÷ 7

常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数 (c) × (d) 176 時間 (e)

常勤換算 常勤専従職員(予防との兼務は専従とみなす)の人数 + (非常勤職員等の勤務時間数合計 ÷ 常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数)

$(88 + 72 + 132) \div 176 = 1.6$
 $1 + 1.6 = 2.6$
 ※小数点第2位切り捨て
 (管理者としての勤務時間88時間は含まれていません。)

常勤の勤務すべき時間数が事業所で複数設定されることは想定されません。